

令和3年斜里町議会定例会 12月定例会議 会議録（第3号）

令和3年12月17日（金曜日）

◎議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 議案第47号 令和3年度斜里町一般会計補正予算（第8回）について
- 日程第 3 議案第48号 令和3年度斜里町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2回）について
- 日程第 4 議案第49号 令和3年度斜里町公共下水道事業特別会計補正予算（第3回）について
- 日程第 5 議案第50号 令和3年度斜里町介護保険事業特別会計補正予算（第3回）について
- 日程第 6 議案第51号 令和3年度斜里町病院事業会計補正予算（第3回）について
- 日程第 7 議案第52号 令和3年度斜里町水道事業会計補正予算（第2回）について
- 日程第 8 令和3年度決算審査特別委員会調査報告
- 日程第 9 同意第 6号 斜里町情報公開審査会委員任命の同意を求めることについて
- 日程第10 意見案第10号 地球温暖化、海水温上昇に伴う水産漁業被害の解明と支援策を求める意見書（案）
- 日程第11 意見案第11号 燃油等の価格高騰対策、国の農業予算や運用変更に関する意見書（案）
- 日程第12 意見案第12号 北海道農業の基幹作物てん菜の生産を守ることを求める意見書（案）
- 日程第13 議案第53号 令和3年度斜里町一般会計補正予算（第9回）について
- 日程第14 議員の派遣について

◎出席議員（13名）

- | | |
|-------------|--------------|
| 1番 今井千春 議員 | 2番 小暮千秋 議員 |
| 3番 久野聖一 議員 | 4番 山内浩彰 議員 |
| 5番 佐々木健佑 議員 | 6番 木村耕一郎 議員 |
| 7番 櫻井あけみ 議員 | 8番 宮内知英 議員 |
| 9番 久保耕一郎 議員 | 10番 若木雅美 議員 |
| 11番 海道徹 議員 | 12番 須田修一郎 議員 |
| 13番 金盛典夫 議員 | |

◎欠席議員（0名）

◎出席説明員

馬場隆	町長
北雅裕	副町長
岡田秀明	教育長
宮山貢	代表監査委員
増田泰	総務部長
高橋佳宏	民生部長
茂木公司	産業部長
芝尾賢司	国保病院事務部長
馬場龍哉	教育部長
伊藤菜穂子	会計管理者
松井卓哉	企画総務課長
鹿野能準	財政課長
高橋正志	ウトロ支所長
南出康弘	環境課長
鳥居康人	総務部参事
武山和人	住民生活課長
玉置創司	保健福祉課長、新型コロナワクチン接種推進室長
鹿野美生子	こども支援課長
伊藤智哉	農務課長
森高志	水産林務課長
荒木敏則	建設課長
榎本竜二	水道課長
武山和史	国保病院事務次長
菊池勲	生涯学習課長
村上隆広	博物館長
佐々木剛志	公民館長
大野信也	図書館長
村上和志	選挙管理委員会・公平委員会事務局長、監査委員書記

◎議会事務局職員

平田和司	事務局長
竹川彰哲	議事係長
鶴巻美奈	書記

午前10時00分再開

◇ 開議宣告 ◇

●金盛議長 おはようございます。散会前に引き続き、本日の会議を開きます。

◇ 会議録署名議員の指名 ◇

●金盛議長 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、櫻井議員、宮内議員を指名いたします。

◇ 議案第47～52号 ◇

●金盛議長 日程第2、議案第47号、令和3年度斜里町一般会計補正予算（第8回）について、から日程第7、議案第52号、令和3年度斜里町水道事業会計補正予算（第2回）について、までの6件を一括議題といたします。

●金盛議長 はじめに、議案第47号から議案第50号までの説明を受けます。鹿野財政課長。

●鹿野財政課長 （議案第47～50号 内容説明 記載省略）

●金盛議長 続いて、議案第51号の説明は、武山国保病院事務次長。

●武山国保病院事務次長 （議案第51号 内容説明 記載省略）

●金盛議長 最後に、議案第52号の説明は、榎本水道課長。

●榎本水道課長 （議案第52号 内容説明 記載省略）

◇ 議案第47号質疑 ◇

●金盛議長 内容説明が終わりました。はじめに、議案第47号についての質疑を受けます。ご質疑ございませんか。若木議員。

●若木議員 8ページの、一般管理費の庁舎維持管理事業費のことでお聞きします。今回の補正予算は、原油価格の高騰による燃料費についての補正が大きなものでした。支出を抑えながら、高騰というのはとても、財政を大きく圧迫しますので、適切に管理しながらということですが、一方で、コロナの感染防止には、換気がとても大切ですので、気温が低くなるこれからは高騰する燃料代と、感染防止で窓を開けなくてはいけないという相反する中で、適切に、庁舎管理だとかをされていることと思いますが、やはり一番は、学校なども全てそうですけれども、施設を利用される町民の方が健康であって、そしてそこで働く方々もやはり健康であるということが一番だと思いますので、そのように適切に対応していただきたいと思います。

庁舎の改修によって以前より暖かい庁舎になっていると思いますけれども、その中でボイラーの運転は、庁舎が運営されている間はずっと回っている様子ではないとお聞きしました。

どのような運営、運転をされているのか、どのような考えのもとで行われているか、教えてください。

●金盛議長 松井企画総務課長。

●松井企画総務課長 ボイラーの運用の関係ということでお答えいたしたいと思っておりますけれども、階数ごとの、1階2階3階のフロアごとに、温度の状況というのを把握しております、そこが一定の温度に下がればボイラーをつけるだとか、ある一定の温度を超えると、ボイラーを止めるですとかそういったところで、温度調整の管理をしながら、ボイラーを随時回しております。

燃料の高騰もございますので、なるべく燃料は必要に応じて使用するようにしておりますし、当然換気、空気の入替えですとかそういった環境面の部分も配慮しながらそういったところを総合的に判断しながら、施設内の温度調整、温度管理を行っているという状況になってございます。

●金盛議長 若木議員。

●若木議員 そうしましたら、時間によって、昼休みの時間に運転を止めるだとか、そういうことは行っていなく、フロアの温度が一定の温度になったら止めているということの理解でよろしいですか。

●金盛議長 松井企画総務課長。

●松井企画総務課長 すいません、その辺、漏れていました。時間によって止めている部分も当然ございます。温度との兼ね合いも当然ありますので、ずっと止めている状況ではないのですけれども、一定の時間によって止めている部分もございます。

●金盛議長 若木議員。

●若木議員 お昼休みの時間は止まっていると、私、お聞きしたのですが、止まるのは庁舎に多くの人がいなくなるという部分なのかなと理解するのですけれども、庁舎に訪れる窓口が開いていますので、いらっしゃるといときに、適切な温度になっているのかなということが一つ思いました。

それともう一つ、午後からの始まる時間のときから動き始めるということは、その温度はとても下がっている状態になるのではないかなと思うので、温度が下がり過ぎてから回すよりも、ある一定の温度のところまで止めて運転するほうが、燃料の抑制というのですか、そういう運転のほうがいいということもあるのではないかなと思うのですけれども、そういう視点で管理をしていくべきではないかなと思うのですがいかがでしょうか。

●金盛議長 増田総務部長。

●増田総務部長 お昼については運転を一時的に止めておりますが、私は、お昼もずっとおりますけれども、お昼に、特に温度が下がっていることは、恐らくないと思います。

また寒い日に関しては、その辺りは適宜、柔軟に対応していきたいと思っております。

●金盛議長 若木議員。

●若木議員 適切に運営されているということですので、ぜひお願いします。

もう1点確認させていただきたいのが、この庁舎は南側と北側でフロアが分かれています、とても温度の管理が難しいと思うのですけれども、今回のボイラーの改修の中では、南側と北側を、空調を別々に管理できるようになっているものなのでしょうか。

●金盛議長 松井企画総務課長。

●松井企画総務課長 空調の管理は、それぞれ別な管理となっているところでございます。

●金盛議長 若木議員。

●若木議員 そうしましたら現場で、太陽が昇っている時間ですと南側は暑いですがけれども北側に届かなければというのがあるのかなと思ったのですが、そういうことはなく、それぞれフロアの、南側北側できちんと適切な温度管理がされているという理解でよろしいですか。

●金盛議長 松井企画総務課長。

●松井企画総務課長 執務室ごとに暖房の風量のスイッチというのがございまして、そこで、各フロアで調整ができるという状況になってございます。

●金盛議長 ほか、ありませんか。櫻井議員。

●櫻井議員 全体の部分で伺いたいのですけれども、1点、8ページにあります高齢者福祉推進事業費にも記載されています、ふるさと応援「いきいき」基金積立金がございます。そのほかにもふるさと応援「まなび」、それから「しごと」、幾つかの基金の積み立てというのがございます。11月の補正のときにも関連して伺っていたのですけれども、ふるさと応援基金に関しては、町が一昨年より始めた、ふるさと納税に関する部分での、いただいたふるさと納税の部分で寄附という形で、それぞれの中に組み込まれていきます。ふるさと納税していただいた部分がお金として入ってきます。

その入ってきたお金をそれぞれの経費、いろいろ差し引いて、そして最終的に、幾つかの基金の中に組み込まれる。それは寄附される方が指定した部分はもちろんそこにストレートに入ると思うのですけれども、ふるさと納税を全体でやっている部分の、お金が例えば1万円を寄附された、いただいたとしましたら、それに掛かる経費分が引かれて、そして返礼品の部分も引かれて入ってきます。そういった一連の、そのお金の流れというのですか、帳簿みたいな感じで私は今思っているのですけれども、そういう部分は、財政のほうで全部一括まとめられて対応されているのでしょうか。

というのは、最近よく聞かれるのです。1年たって、ふるさと納税がどういう形で、町の財源の中に、プラス、アクションプランの説明の後に非常に多く聞かれる声なのですけれども、どれぐらい、それこそふるさと納税の件数があって、金額があって、それを具体的に返礼品の部分を差し引いて、町に寄附として入るのはどれぐらいなのかという部分、よく聞かれます。実際、どれぐらいのが、たまに補正予算に入りますので、それを言うのですけれども、そういうふうに言っている私自身、どれぐらい、どこで経費が掛かって引かれていくのか、あるいはその地域の返礼品として出している、その商品の事業者にいつているのか

という部分を含めてなかなかうまく説明出来ないし、私自身それが、数字の中でも可視化できる部分がないものですから、その点どういう流れになっているのか。そして、例えば1年間の中でどれぐらいで、そして、例えば農産系だとか、水産系だとか、加工品だとかに、これぐらいその地域で、要するにお金が循環しているという部分を含めて、知りたい部分の数字というのは、どこでどういうふうにしてまとめられているのか、教えてください。

●金盛議長 鹿野財政課長。

●鹿野財政課長 まず、総体的なお話ということでの答えということになりますけれども、ふるさと納税の対応ということにつきましては、基本的に企画総務課並びに商工観光課で、それで役割分担をしながら進めているということがございます。

お金の流れにつきましては、総体という部分でいうと財政課ということになりますので、その部分、私のほうからお答えをしたいと思いますのですが、まず、この予算の計上と、それからどういった活用にしていくのかといった部分でありますけれども、昨年の11月臨時会議だったかと思っておりますけれども、基金をある程度整理という形でさせていただきまして、受皿を整備したということになります。

その後につきましては、いただきますご寄附等につきまして、それぞれの目的に応じて各基金に振り分けをさせていただくという形になっております。それぞれの積み立てにつきましては、このように、基本的には2款1項10目のほうでふるさと納税の基金ということで計上しているところでありますけれども、こちらで今回、項目が分かれているというのは、いわゆる個人の方からいただく分ではなくて、法人の方からいただいた部分につきましては、今回こういう、それぞれの費目におきまして、計上させていただくという形にしていることから、いきいきとまなび、今回につきましてはこういう形で分かれていくというような事情になっております。

それぞれの年度におきまして、このように積立金を予算計上させていただきまして、各基金に積んでいるということです。この積んだ部分ということにつきまして、今、令和4年度に向けての予算策定を進めているところでありますけれども、この予算を活用いたしまして、それぞれの事業化というのを、今後図っていくというふうな形でございます。

昨年度の実績で言いますと、ちょっと記憶ということになりますけれども、いわゆる100平米の部分を除きますと、1千万円程度ということになります。諸経費を除きますと500万円程度ということになりますので、実質的には、振り向けて大きな事業をやるというレベルにはまだ至っていないということでもありますので、今のところまだ主に蓄積をしているというふうな形になっております。

これにつきまして昨年度末に、一定程度基金のほうに、年度末の、いわゆる事業執行の執行残の部分、一定程度基金に振り分けておりますので、これらの基金につきまして、先ほども申し上げましたが、令和4年度の予算化を図るという準備を、今、進めている段階ということになっております。

●金盛議長 増田総務部長。

●増田総務部長 財政的な経費の部分の話はそのような流れになります。

全体的な流れとしまして、基本的に、いわゆる返礼品に掛かる経費というのは、総務省の30%以内ということになっておりますので、基本的に30%のラインをちょっと切るぐらいの部分に、返礼品に係る経費を抑えているという形になります。

その外側に出てくる部分が送料、それからいろいろなポータルサイトのほうにお支払いする部分があります。それらも含めて、もろもろの経費を含めて50%以内に収めるという、総務省の基準に従って、今、個人版の返礼品つきふるさと納税については実施しているところです。ですので30%、ポータルサイトに約10%ちょっと、送料、全部積むと結構50%ぎりぎりまで経費が掛かりますので、大体寄附金額の約半分が実質活用できる、寄附金ということになります。

●金盛議長 櫻井議員。

●櫻井議員 これから3月の新年度予算の前の時期ですので、ぜひそうした、ふるさと納税に取り組んでいる部分での、例えば、今年1年間どうだったか、あるいは昨年どうだったかという部分に関しては、町の皆さんにも、ぜひそういった流れ、どれぐらいあったか。そして、町の皆さんにもぜひそのふるさと納税に関して、関係するところに声をかけていただきたいという、町としての取り組みの部分を、どこに載せればいいのかなど思うのですが、今年の仕事だとかというのも結構皆さん、興味を持ってご覧になっていますので、そういった部分の流れのわかりやすさ。

何でそういうことを言うかということ、結局いつもマスコミだとかで、そういった部分で、市町村の多いところ、あるいは少ないところという部分が、結構ランキングとかで出るわけですよ。そのランキングに左右されるということが果たしてどうなのかということ自体、私も疑問です。ただし、やはり町民の皆さんは、町の財政がこれだけ緊迫しているのだという部分の大きなその危機感という部分を持って、その中で取り組んではどうかという声はずっと続いてきた中では、町の一つの、これが事業と私も思いませんが、ふるさと納税という、その一つの中で、お金がどういうふうに入ってきているのか、そしてそれをもっとどういう形でという、大変なのだから何かお金を生むことも必要という部分での意識の中に、興味ある部分だと思いますので、それは町の皆さんにもわかりやすい形で、今後、出していただければと思うのですが、その辺いかがでしょうか。

●金盛議長 増田総務部長。

●増田総務部長 個人版返礼品付きのふるさと納税については、1年が経過しましたので、基本的にこの1年間というのは、まだいわゆる本格的な稼働にはなっていなかったのですが、この報告については、以前、スタート時にお知らせしておりますとおり、6月定例会議で基本的に報告させていただきたいと思っています。

といいますのは、12月は非常にぎりぎりまで、12月31日までかなり寄附が動きます

ので、その寄附金をどういう形で新年度の予算に反映しているかというようなことも含めていろいろな整理をした上で、6月頃に、流れも含めて、また、町民の皆さんにわかりやすく伝えるということを考えていきたいと思えます。

●金盛議長 ほか、宮内議員。

●宮内議員 教育委員会に伺います。12ページから13ページにかけて、義務教育振興費が計上されていて、その中で要準要保護児童生徒援助事業費が追加計上されていますけれども、以前と比べると、メニューが随分増えてきているようにも思うわけですが、もう一方ではこういうふうに追加するという事は、やはり保護者の収入が減ってきているということで、こういう追加が生まれているかということについても合わせて伺います。

●金盛議長 菊池生涯学習課長。

●菊池生涯学習課長 この費目につきましては国の要綱に準じている形になりまして、要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱というのがありますけれども、ここの部分に、国のほうで追加した費目について、町も準じて追加していくところがございます。直近ではオンラインのものについて費目で拡大されたかなというふうに思いまして、そこに今年度から対応しているというところでもあります。

それで就学援助の該当をする、寄附している世帯につきましては、準要保護の場合でお話しますと、令和元年度の準要保護給付者人数につきましては74名、令和2年度は79名、それと令和3年度現時点で81名と、徐々に就学援助、準要保護の人数ですけれども、上がってきているというところではありますけれども、生徒に占める割合につきましては、要保護も含めまして、令和2年度では10.2%、令和3年度では10.6%と微増というようなことで、教育委員会としては把握しています。

●金盛議長 宮内議員。

●宮内議員 所得の把握やそれから対象者といいますか、扶助を決定する場合は、教育委員会のほうで、あらかじめあなた対象になりますよということで、対象としているのか、それとも本人からの申請によって手続きが行われるのか、その辺はどうなっていますか。

●金盛議長 菊池生涯学習課長。

●菊池生涯学習課長 教育委員会としましては、年度当初に全員の保護者に対しまして、制度のご案内と申請書を配付させていただきまして、それに基づいて保護者の方から申請があったものについて、教育委員会で承認して、決定をしているという流れでございます。

●金盛議長 宮内議員。

●宮内議員 国の制度変更もあって、対象となる事業といいますか、それが増加していつているということもあるというご答弁でしたけれども、引き続きぜひ積極的に、対応している学びの機会が、所得の低い子どもさんたちに対しても、学びの機会が得られるような取り組みを、今後ともしていただきたいと思います。

●金盛議長 質問ですか。

●宮内議員 けれどもいかがでしょうか。

●金盛議長 菊池生涯学習課長。

●菊池生涯学習課長 斜里町につきましても、斜里町就学援助認定に関する要綱に基づきまして、収入の基準を設けておまして、今、要保護の世帯より1.47倍未満ということで他の自治体と比べても高いほうかなというふうに思っていますので、この率をキープ出来ているように、また制度に基づきまして、進めていきたいというふうに考えています。

●金盛議長 他、ありませんか。海道議員。

●海道議員 10ページの衛生費、保健対策推進事業費、この中で番号法に基づく健康管理システム、この改修ということで予算が出ていますけれども、まずこの目的と、この中身、内容、もう一度確認のために説明していただきたいと思います。

●金盛議長 玉置保健福祉課長。

●玉置保健福祉課長 町で管理しております健康管理システムの改修に当たりまして、令和4年6月からマイナポータルで健康情報を町民の方が閲覧を開始するというに向けて、年度内に改修を済ませたいということで補正予算を上げた次第でございます。

●金盛議長 海道議員。

●海道議員 それではこれは町民の皆さんの健康管理も含めて、しっかりと番号法またマイナンバー法の管理も含めて、しっかりと個人情報を守りながら、このシステムを運用していくということよろしいですか。

●金盛議長 玉置保健福祉課長。

●玉置保健福祉課長 データヘルス改革推進本部、国のほうで進めているのですが、その中でも現在、特定健診ですとか、妊婦、乳幼児の部分の健診などは、既に私も先日確認しましたけども、自分の携帯からマイナポータルに、サイトについて確認をして既に閲覧が可能です。

自治体の健診の部分について今回、令和4年6月から、健診のデータを閲覧できるようにということでの改修でございますので、その辺りも心配はないかと思います。

●金盛議長 海道議員。

●海道議員 このシステムの見える化、システムの内容ですよね。やはりそういった健康という面の見える化といいますかね。またそれを一元化して管理するという考え方でよろしいのでしょうか。

●金盛議長 玉置保健福祉課長。

●玉置保健福祉課長 国で進めている部分に即して、町でも健康管理システムがございますので、そちらにのっとった対応とさせていただいております。

●金盛議長 高橋民生部長。

●高橋民生部長 今、保健福祉課長のほうで説明した部分の補足ということで、あくまでマイナンバーカードの部分で、マイナポータルを通じて、データの部分を閲覧していくという

ことです。一元管理しているというところではないところを補足説明させていただきます。

●金盛議長 ほか、これもちまして、議案第47号の質疑を終結いたします。

◇ 議案第48号質疑 ◇

●金盛議長 次に、議案第48号についての質疑を受けます。ご質疑ございませんか。ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●金盛議長 これもちまして、議案第48号の質疑を終結いたします。

◇ 議案第49号質疑 ◇

●金盛議長 次に、議案第49号について質疑を受けます。ご質疑ございませんか。これもちまして・・・宮内議員。

●宮内議員 今回の補正は、債務負担行為の補正ということでありますけれども、汚泥堆肥運搬の事業が、今後、網走市で処理していただくという事業が現在準備されているということは、過日の協議会などでも説明があったところでありますけれども、これの進捗状況というのは、現在どういう状況にあるか、お知らせいただきたいと思います。

●金盛議長 榎本水道課長。

●榎本水道課長 進捗状況におきましては、10月から、斜里町から網走市に下水道汚泥を運搬しているところでございますけれども、実績といたしましては、網走に10月、11月に持って行った分でございますけれども合わせて92トンほど、網走市のほうに搬出しております。

そして11月からは、網走市から斜里町のほうに、汚泥を使った、完成された堆肥を1軒の農家様に、54トンほど搬入しているところでございます。

●金盛議長 宮内議員。

●宮内議員 以前から課題になっていた様々な、従前は廃棄物とされていたものを有効活用するという意味で、具体的な取り組みが始まったわけですがけれども、搬入された状況というのは、課長はご覧になりましたか。どんな状態なのでしょうか。

●金盛議長 榎本水道課長。

●榎本水道課長 実際私は搬入された農家さんには、確認させていただいておりません。係の者が随行して、搬入させていただいております。

ただ受け入れされる農家さんの実態においていろんな実態、実情があって、場所、あとは搬入日時、天候だとかというのがございますので、今、11月、12月に入って2件目の農家さんへ搬入を行っておりますけれども、今後も実態に合わせて、事業を進めさせていただきたいと思っております。

●金盛議長 他、ありませんか。これもちまして、議案第49号の質疑を終結いたします。

◇ 議案第50号質疑 ◇

●金盛議長 次に、議案第50号について、質疑を受けます。ご質疑ございませんか。
(「なし」という声あり。)

●金盛議長 これをもちまして、議案第50号の質疑を終結いたします。

◇ 議案第51号質疑 ◇

●金盛議長 次に、議案第51号について、質疑を受けます。ご質疑ございませんか。久野議員。

●久野議員 病院事業会計は、現在アクションプランが進行中で、総合診療の導入、外部薬局の設置、病床の削減などで、非常に私は頑張っているのではないかなど。特に、総合診療は、町民の方々から、非常に評判がいいように私は思います。その中で、やはり人件費の削減だとか、大きなものを削減していくということが一番重要かと思えますけれども、その他、いろいろな細々とした経費の、削減の見積りというか、小さいものを見直しというのが非常に、私はそれも大事じゃないかなというふうに思います。

そこで3ページにございます、派遣看護師紹介手数料追加というのはこれ、どういうニュアンスなのか聞きたいのですが、これは年間の看護師の派遣紹介料が、ある一定量、一定金額決まっていて、それに対して、追加ということなのか、それともそうではないのかというのをお聞かせください。

●金盛議長 答弁保留のまま、暫時休憩といたします。再開を11時20分といたします。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時20分

●金盛議長 休憩を解き、会議を開きます。保留中の答弁から、武山国保病院事務次長。

●武山国保病院事務次長 ただ今の、久野議員の派遣看護師紹介手数料の追加に関わるご質問にお答えいたします。この内容につきましては、派遣看護師紹介というふうになっておりますけれども、事業所から紹介を受けた看護師を、内容的には病院のほうで任用して、その任用に当たって、紹介を受けた看護師の毎月の総支給額になりますけれども、その見合い分の手数料を、紹介を受けた事業所にお支払いをするという内容になっております。

当初予算の段階では、3名ほどの紹介を受けて任用するという事で計上しておりましたけれども、今現在5名の紹介を受けて、任用しているということに伴いまして、予算が今後不足する見込みになっているということで追加をするものとなっております。

●金盛議長 久野議員。

●久野議員 そうすると、今の考えですと人数1人につきこういった金額だから、それが増

えているので、このような金額になっているというような解釈でよろしいですね。

それと、その上に医療廃棄物手数料というのがあるのですけれども、教えていただければ幸いなのですけれども、業者はどこで、追加というのはどういうものなののでしょうか。

●金盛議長 武山国保病院事務次長。

●武山国保病院事務次長 これにつきましては、昨年来ですけれども、感染症対策ということもありまして、非常に医療系の廃棄物が増加しているということで、令和3年度当初の段階でも、増える分を見込んでいたのですけれども、若干不足が生じる可能性が、今の執行状況で、そこが発生する見込みがあるということで、10万円ほど追加するという内容になっております。

●金盛議長 久野議員。

●久野議員 相手業者というのはわかりませんか。

●金盛議長 武山国保病院事務次長。

●武山国保病院事務次長 契約業者につきましては、北斗興業さんということです。

●金盛議長 久野議員。

●久野議員 わかりました。最後に収入の部で、不採算運営経費負担金追加、一般会計からなのですけれども、76万1千円というふうになっていますけれども、私たちからしたら、病院の経営規模からすると、そうでもない金額なのか。それとも、この時期で重要な意味を持つ金額なのか、ちょっと私ぴんときないところがあるので、この積算根拠からいって76万1千円となると、どうなのでしょう、想定内の金額なのでしょう。それとも、ちょっと少ないのでしょうかというのを教えていただいて、最後にしたいなというふうに思います。

●金盛議長 武山国保病院事務次長。

●武山国保病院事務次長 不採算運営経費負担金の76万1千円の内容ということになるかと思えますけれども、こちらのほうは、支出の増等に伴っての対応という中身というよりは、現在、一般会計からの繰入金につきましては、5億5千万円という形での上限額の設定がされているところであります。

4ページのほうに、資本的収入および支出の補正内容を記載しておりますけれども、今回の資本的収入、こちらの資本的支出の補正に伴っての変更ということになりますけれども、資本的収入の負担金で76万1千円ほど減額になっているということに伴って、5億5千万円の上限、もう既に不採算経費分を含めれば、算定上5億5千万円以上増える見込みでの、当初予算の段階では積算額にはなっているのですけれども、限度額を超えての繰り入れにはならないということになりますので、当初予算5億5千万円計上したうち、資本的収入の部分で76万1千円を今回、減額をしたということに伴って、限度額に合わせるという意味ではないですけれども、資本的収入から収益的収入のほうに振り替えというわけではないですけれども、追加の補正を行ったという内容になっております。

●金盛議長 ほか、ありませんか。ないようですので、これをもちまして、議案第51号の

質疑を終結いたします。

◇ 議案第52号質疑 ◇

- 金盛議長 次に、議案第52号について、質疑を受けます。ご質疑ございませんか。
(「なし」という声あり。)
- 金盛議長 これをもちまして、議案第52号についての質疑を終結いたします。

◇ 議案第47号討論・採決 ◇

- 金盛議長 これから、討論採決を行います。はじめに、議案第47号について、討論ございませんか。
(「なし」という声あり。)
- 金盛議長 討論なしと認めます。
これから、議案第47号について、採決を行います。議案第47号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。
(「なし」という声あり。)
- 金盛議長 異議なしと認めます。よって議案第47号については、原案のとおり可決されました。

◇ 議案第48号討論・採決 ◇

- 金盛議長 次に、議案第48号について、討論採決を行います。議案第48号について、討論ございませんか。
(「なし」という声あり。)
- 金盛議長 討論なしと認めます。
これから、議案第48号について、採決を行います。議案第48号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。
(「なし」という声あり。)
- 金盛議長 異議なしと認めます。よって議案第48号については、原案のとおり可決されました。

◇ 議案第49号討論・採決 ◇

- 金盛議長 次に、議案第49号について、討論採決を行います。議案第49号について、討論ございませんか。
(「なし」という声あり。)
- 金盛議長 討論なしと認めます。
これから、議案第49号について、採決を行います。議案第49号について、原案のとおり

り可決することにご異議ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●金盛議長 異議なしと認めます。よって議案第49号については、原案のとおり可決されました。

◇ 議案第50号討論・採決 ◇

●金盛議長 次に、議案第50号について、討論採決を行います。議案第50号について、討論ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●金盛議長 討論なしと認めます。

これから、議案第50号について、採決を行います。議案第50号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●金盛議長 異議なしと認めます。よって議案第50号については、原案のとおり可決されました。

◇ 議案第51号討論・採決 ◇

●金盛議長 次に、議案第51号について、討論採決を行います。議案第51号について、討論ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●金盛議長 討論なしと認めます。

これから、議案第51号について、採決を行います。議案第51号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●金盛議長 異議なしと認めます。よって議案第51号については、原案のとおり可決されました。

◇ 議案第52号討論・採決 ◇

●金盛議長 次に、議案第52号について、討論採決を行います。議案第52号について、討論ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●金盛議長 討論なしと認めます。

これから、議案第52号について、採決を行います。議案第52号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●金盛議長 異議なしと認めます。よって議案第52号については、原案のとおり可決されました。

◇ 令和3年度決算審査調査特別委員会報告 ◇

●金盛議長 議案集第2号をお開きください。

日程第8、令和3年度決算審査特別委員会から調査報告を求めます。令和3年度決算審査特別委員会須田委員長。

●須田令和3年度決算審査調査特別委員会委員長 それでは、令和3年度決算審査特別委員会報告をさせていただきます。

初めに経過でございますが、令和2年度決算においては新型コロナウイルス感染症による各種イベントや行事の中止および縮小が影響して、令和元年度と比較して約37%増、約6000万円の不用額が生じることが判明をいたしました。また、このことは経済活動にも大きく影響したことから、宿泊業と飲食業は特に売り上げの減少が大きいと判断をし、委員会では調査を行いました。9月定例会議第4日目に、令和2年度の決算審査は認定とする中間報告を行って以降、12月7日から12月15日までの間、各分科会による斜里町商工会とNPO法人知床斜里町観光協会への聞き取り調査や全体委員会等を行いました。その結果、「巣ごもり需要」は増大しましたが、外出控えとなっている。感染拡大により、変化・多様化した観光ニーズの高まり、収束後におけるインバウンド等外国人や道外からの観光客の取り込みが課題として判明をいたしました。

その課題に対し、必要となる対策の考え方として、消費喚起を促す事業の継続的な実施。飲食業や宿泊業、特に社交業では、各交付金や協力金、斜里町が実施した寄附金事業などに続く支援策の検討が必要。経済状況が戻るまで、継続した支援措置として、給付や助成、減免等、各分野における経営支援および独自の支援策の検討。感染拡大によって需要が高まったアウトドア観光等のニーズに沿った事業の展開とソフトハードにおける環境整備の必要性。例年より多く発生した不用額も他の財源と同様の財源と捉え、総体的に経済対策等への活用を図る。以上の5点が必要となる対策等の考え方であります。このことから、以下に記す対策を望むものであります。

1点目、経済循環と雇用の維持の観点から、消費喚起を促進する継続的な事業の実施。2点目、飲食業界の中で、食堂や社交業では差異があることから、業種別の支援策の検討と来店客が安心して利用できる店内環境整備のための継続支援。3点目、国や道の旅行支援事業の継続に向けた要望等のほか、町独自の支援事業の検討。4点目、観光客の集客促進はコロナ感染によって変化してきていることから、観光ニーズを的確に捉え、これまでも課題となっていた施設整備の促進を求める。5点目、新型コロナウイルス感染症の収束後を見据えた早期の経済回復に向けて、税や各利用料等の軽減及び減免制度の継続を求めるものであります。

以上をもちまして、令和3年度の決算審査特別委員会報告とさせていただきます。

●金盛議長 ただ今、委員長から調査結果の報告がされました。これをもちまして、令和3年度決算審査特別委員会の報告を終了いたします。

◇ 同意第6号 ◇

●金盛議長 日程第9、同意第6号、斜里町情報公開審査会委員任命の同意を求めることについて、を議題といたします。内容の説明を求めます。馬場町長。

●馬場町長 (同意第6号 内容説明 記載省略)

●金盛議長 内容の説明が終わりました。同意第6号について質疑を受けます。ご質疑ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●金盛議長 これをもちまして、同意第6号についての質疑を終結いたします。

◇ 同意第6号採決 ◇

●金盛議長 これより、同意第6号について、討論を行わず採決を行います。同意第6号について、5名の委員を一括して採決することにご異議ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●金盛議長 異議なしと認めます。

同意第6号について、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●金盛議長 異議なしと認めます。よって同意第6号については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

◇ 意見案第10号 ◇

●金盛議長 日程第10、意見案第10号、地球温暖化、海水温上昇に伴う水産漁業被害の解明と支援策を求める意見書(案)、を議題といたします。提出者からの説明を求めます。櫻井議員。

●櫻井議員 (意見案第10号 内容説明 記載省略)

●金盛議長 内容説明が終わりました。これから、意見案第10号について質疑を受けます。ご質疑ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●金盛議長 これをもちまして、質疑を終結いたします。

◇ 意見案第10号討論・採決 ◇

●金盛議長 これから、討論採決を行います。意見案第10号について、討論ございません

か。

(「なし」という声あり。)

●金盛議長 討論なしと認めます。

これから、意見案第10号について、採決を行います。意見案第10号については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●金盛議長 異議なしと認めます。よって意見案第10号については、原案のとおり可決されました。

◇ 意見案第11号 ◇

●金盛議長 日程第11、意見案第11号、燃油等の価格高騰対策、国の農業予算や運用変更に関する意見書(案)、を議題といたします。提出者からの説明を求めます。山内議員。

●山内議員 (意見案第11号 内容説明 記載省略)

●金盛議長 内容説明が終わりました。これから、意見案第11号について質疑を受けます。ご質疑ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●金盛議長 これをもちまして、質疑を終結いたします。

◇ 意見案第11号討論・採決 ◇

●金盛議長 これから、討論採決を行います。意見案第11号について、討論ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●金盛議長 異議なしと認めます。

これから、意見案第11号について、採決を行います。意見案第11号については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●金盛議長 異議なしと認めます。よって意見案第11号については、原案のとおり可決されました。

◇ 意見案第12号 ◇

●金盛議長 日程第12、意見案第12号、北海道農業の基幹作物てん菜の生産を守ることを求める意見書(案)、を議題といたします。提出者からの説明を求めます。宮内議員。

●宮内議員 (意見案第12号 内容説明 記載省略)

●金盛議長 内容説明が終わりました。これから、意見案第12号について、質疑を受けます。ご質疑ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●金盛議長 これをもちまして、質疑を終結いたします。

◇ 意見案第12号討論・採決 ◇

●金盛議長 これから、討論採決を行います。意見案第12号について、討論ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●金盛議長 討論なしと認めます。

これから、意見案第12号について、採決を行います。意見案第12号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●金盛議長 異議なしと認めます。よって意見案第12号については、原案のとおり可決されました。

◇ 議案第53号 ◇

●金盛議長 議案集第3号をお開きください。

日程第13、議案第53号、令和3年度斜里町一般会計補正予算(第9回)について、を議題といたします。内容の説明を求めます。鹿野財政課長。

●鹿野財政課長 (議案第53号 内容説明 記載省略)

●金盛議長 内容説明が終わりました。ここで質疑を保留し、昼食休憩といたします。

休憩 午後12時02分

再開 午後 1時00分

●金盛議長 休憩を解き、会議を開きます。保留中の議案第53号についての質疑を受けません。ご質疑ございませんか。若木議員。

●若木議員 今回の事業なのですが、対象児童は生年月日で区切られていて、令和3年度ということで3月31日までに生まれる児童、子どもさんにも対象になるということは分かるのですが、住民税非課税世帯へというところなのですが、支給対象世帯が(2)のところ、家計急変世帯とあるのですが、この基準というのが年度なのか、それともこの実施される令和3年12月何日だとか、どうなるのか教えてください。

●金盛議長 武山住民生活課長。

●武山住民生活課長 家計急変世帯につきましては、1月からの任意の1カ月間で、令和3年1月以降であれば良いとされています。直近の家計の状況により判断をするため、申請月に近い月の所得を確認するほうが望ましいということで、現段階では国のほうでは言われて

います。

●金盛議長 若木議員。

●若木議員 1月からの1カ月間の申請月ということは、1月いっぱいというか2月ちょっとまでの期間の直近のということは、家計の急変というのは、1月以前の急変に対応するのみで、2月、3月の分には対応にならないという解釈でよろしいですか。

●金盛議長 武山住民生活課長。

●武山住民生活課長 説明が足りず、申し訳ありません。1月から12月までの収入に対してになります。その中で1カ月の所得を確認して、その中で、ただし12月に申請するのに、1月だとちょっと望ましくないというふうに国のほうは現段階では言っているので、11月の直近の収入についてというか、所得について確認するよというふうなことで現段階の状況では、指示が出ております。

●金盛議長 若木議員。

●若木議員 令和3年1月から12月のその世帯の激変に対応するという考えだということは確認できました。この部分についての周知ですけれども、どのように行っていく考えですか。

●金盛議長 武山住民生活課長。

●武山住民生活課長 今議会で予算が承認されましたら、1月の広報にまず、現段階でわかっている範囲でのお知らせを、チラシ折り込みをしたいと思っております。

その後、家計急変世帯につきましては、ホームページや折り込みチラシ等、また今後、2月以降の広報でもお知らせをしていきたいというふうに考えております。

●金盛議長 ほか、ありませんか。櫻井議員。

●櫻井議員 子育て世帯への臨時特別給付金事業に関して伺います。説明資料があるのですが、この特例給付は除くという部分がございます。今まで国が言っている金額というのは、1世帯当たりの所得の低いほうの方でしたか、そこら辺のまず、所得制限が入っていると思うのですが、それに関しての部分に入らない特例給付という部分の意味なのですか。

●金盛議長 鹿野こども支援課長。

●鹿野こども支援課長 今回、お示ししております資料の3番目の支給対象者というところになりますけれども、上記「2. 支給対象児童」の保護者のうち、生計を維持する程度の高い者が、まずその支給対象者となります。この特例給付という制度は、児童手当の制度になりますけれども、生計を維持する程度の高い方の収入が、扶養人数によって限度額が変わってくるのですが、今の国のほうで言っている960万円というのは、扶養親族が3人の場合のケースということになりまして、収入額の見込みとして960万円、所得としては、736万円程度というような線引きがされているというところがございます。それ以上の方については、現時点で児童手当の制度の中で、児童手当ではなく特例給付というのが出てい

るというのがまず前提にあります。

今回の給付金につきましては、この児童手当をベースにしているということで、特例給付の方は対象にならないということになります。

一方で、もともと児童手当の対象となっていない高校生につきましては、今回のお示ししている資料の2番の支給対象児童の(2)になりますけれども、こちらは平成15年4月2日から平成18年4月1日生まれの児童ということで、もともと、児童手当の対象になっておりません。

ただ、この高校生につきましても、世帯の生計の維持の程度の高い方の収入基準というものを、この特例給付の基準に合わせて考えて、そして対象者を絞るということになっております。

●金盛議長 ほか、ありませんか。櫻井議員。

●櫻井議員 今回、こうして子育て世帯への臨時特別給付金、委員会のほうで聞いたときには本当に大きく状況が一変したという部分で、非常に対応も大変だったなと思うのですが、実際今回のこのスケジュール見ていまして、もう既に1回目、5万円の支給に関しての通知が1回出されていたと思うのですが、その後の10万円一括給付という部分はまた再度、通知を出されているということなのでしょうか。

●金盛議長 鹿野こども支援課長。

●鹿野こども支援課長 今回の給付金ですけれども、国のほうでできるだけ年内に支給するようということで、最初の先行給付金の分については、すいません。今回の給付金については2段階になっていて、最初の5万円が先行給付金ということで、常任委員会などでも説明をさせていただいたところです。

もう2段目のほうが、クーポンを原則とする給付ということで、来年春に向けての給付ということが言われているところですが、今回、国の要領が正式に発表される前に、予算を伴わない事務について早めに進めるようというような通知も来ておりまして、町としましてはまず12月13日に、5万円の先行給付金の給付についての通知を、対象となる、いわゆるプッシュ型と言われる、こちらのほうで把握が可能な方については出したところです。

ただ、13日の午後の予算委員会等々で方針が変わりまして、町のほうでは翌日の12月14日に、一応10万円ということで、町の方針の方針としては変更するという旨の通知を重ねて出したというところでございます。

●金盛議長 櫻井議員。

●櫻井議員 非常に早い町の決断と対応だったなというふうに今伺っていて思いました。今回、ここの二つの部分ではなくて伺いたいのですが、福祉灯油に関しての補正が出てくるのではないかとこのほうに思っていたのですが、その補正というのは出ないのでしょうか。というのは、生活保護世帯を対象にという形でのお話でしたので、何らかの変更

が出てくるのかと思ったのですけれども、その辺はいかがなのでしょう。

●金盛議長 高橋民生部長。

●高橋民生部長 今回、新型コロナウイルス感染症の住民税非課税の部分の予算説明資料を掲示しておりますけれども、こちらのほう概算で粗いところもありますけれども1500世帯とさせていただきます。一方で、福祉灯油の部分、11月補正で計上させていただいた部分につきましては、800世帯ということで計上させていただいております。こちらのほうの対象者、灯油に限定をしているという部分、それから福祉灯油のほうにつきましては、2世帯で同居している部分を外したり病院に入院されている方だとかという部分を外して、800世帯ということで計上させていただきました。

平成30年度のときの実績としましては、高齢者523世帯、障がい者42世帯、ひとり親35世帯、自立支援8世帯ということで、延べで608世帯という実績があります。800世帯という部分で今年度、予算計上させていただいた部分で、実際に申請を受けてみないことにはわからないというところもある中で、800世帯を計上させていただきました。

今回、石油の高騰という中で、生活保護世帯の部分につきましても、斜里町として支援をしていくという運びになりましたので、その部分で、ダイレクトにどれほどの動きがあるのかという部分がちょっと読めないところはあるところですが、800世帯と30年度の実績の部分と踏まえると、吸収できる可能性も十分あるというふうに判断して、今回、予算計上をしていないところです。

ただ仮にこれを上回る部分につきましては、町としては当然予算措置もしくは、場合によっては専決がなじむかどうかかわからないですけれども、確実に対象者の方々に支援をしてまいりたいというふうに考えております。

●金盛議長 櫻井議員。

●櫻井議員 この福祉灯油に関連してなのですけれども、考え方の根拠だけ確認させてください。今回町が行う福祉灯油に対しての支援という部分ですけれども、現金支給だと思います。以前も私ちょっと質問したことがあるのですが、実際に灯油を使われていない世帯という部分もありますけれども、それで何らかの暖をとっているという部分で、現金という支給になるのでしょうか。他の自治体、北海道内178市町村で幾つか、今回も福祉灯油を実施するところがあるのですけれども、中には100リットルという部分での、実質的な灯油の券配布という部分がございます。

この辺のうちの町の、現金での支給という部分の考え方の根拠を、お示してください。

●金盛議長 高橋民生部長。

●高橋民生部長 各自治体で取扱いが異なっているという部分は承知しているところです。また、対象範囲を、昔でいけば石炭だとか、そういう部分でやっているところもありますが、時代に合わせて灯油という部分がメインになるだろうと。

あと、実際にクーポン券でやっているところも、商品券だとかでやっているところも承知

はしているところですが、事務的な灯油の部分の端数が出ないところ、金額の部分で端数が出ないとか、いろいろな部分を踏まえて、今、斜里町のほうでは、現金で対応しているというところがございます。

●金盛議長 櫻井議員。

●櫻井議員 今回、何人かの方からそういう声を聞く機会が、拾いに行ったわけではなくて、いろいろ聞かされた部分の中で、100リットルだと、現金換算すると、もっと多いのではないかと。その町は、現金給付という部分の違いを、私自身なかなかうまく説明出来なかったものですから、最近その報道とかでも、いっぱい出ているわけです。

福祉灯油の支給に関しても、その中身が違ってという部分では多くの対象になる方々は思っていたのかなということで、明確な、町としてなぜ現金支給なのかと、100リットルがいいわけではないと私も思いますし、それに見合ったリッター数になるのかなという話もしたのですけれども、その辺をもうちょっと根拠、明確な部分が欲しかったので、もう一度確認させていただきたいと思って質問しましたが、今おっしゃったように、一時は石炭だったり、それが灯油に変わって、そして今は電気のところもたくさんあるという部分では、町が使いやすく、そして趣旨に沿った、この寒い冬を乗り切るための趣旨に沿ったという部分で、現金支給という形で捉えてよろしいのですね、再度確認します。

●金盛議長 高橋民生部長。

●高橋民生部長 この福祉灯油の基準につきましては、先日の一般質問の中でご説明しているところではありますけれども、改めて一定の経費が掛かりますという中で、いかに経費を商品券なりを作成する経費も、手間暇も考え、また早期に福祉灯油での支援をしたいという部分で、現金とさせていただいているところです。

なおかつ、実際にこちらのほうの価格の部分で実際に、今ちょっと資料を持ってきていないのですが、町内で組合というか、団体をつくってやっている部分の価格をベースに置かせていただいています。

その事業者のほうとも、過去に商品券というか灯油券でやっていた部分も踏まえて、事業者のほうからも、現金にしてほしいという部分の協議を踏まえて、現金という部分の対応を今現在、実施しているというふうに認識しております。

●金盛議長 ほか、ありませんか。ないようですので、これをもちまして、議案第53号の質疑を終結いたします。

◇ 議案第53号討論・採決 ◇

●金盛議長 これから討論採決を行います。議案第53号について、討論ございませんか。
(「なし」という声あり。)

●金盛議長 討論なしと認めます。

議案第53号について、採決を行います。議案第53号について、原案のとおり可決する

ことにご異議ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●金盛議長 異議なしと認めます。よって議案第53号については、原案のとおり可決されました。

◇ 議員の派遣 ◇

●金盛議長 日程第14、議員の派遣について、を議題といたします。

2022年1月24日から25日まで、須田議員が、第3回市町村議会議員セミナー・・・失礼。市町村議会議員特別セミナーに参加することについて、以上、議員の派遣についてご承認いただくことにご異議ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●金盛議長 異議なしと認めます。本件についてはそのように決定いたしました。

◇ 散会宣言 ◇

●金盛議長 以上で、令和3年斜里町議会定例会、12月定例会議の日程は全て終了いたしました。会議を閉じます。

これもちまして、令和3年斜里町議会定例会を休会いたします。ご苦労さまでした。

午後1時18分

以上のとおり会議の次第を記録し、これを証するため署名する。

令和 年 月 日

斜里町議会議長

署名議員

斜里町議会議員

斜里町議会議員